

私立中等教育学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準

(趣旨等)

第1条 私立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の設置認可及び収容定員変更の認可等については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令（以下「法令」という。）に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

2 中等教育学校を新たに設置又は収容定員を増員（以下「設置又は増員」という。）しようとする場合は、次の事項について記載した資料を第19条第1項に定める計画書に添付しなければならない。

(1) 社会情勢の変化に伴う新たな需要や取り巻く諸課題に関して、中等教育学校を設置することにより、宮城県内の生徒に対し、どのような教育を施していくのかが明確であること。

(2) 長期的かつ安定的に生徒の確保を図ることができる見通しであること。

3 設置又は増員しようとする場合は、建築基準法、消防法等の他法令において、抵触するものがないか確認した結果を記載した資料を第19条第1項に定める計画書に添付しなければならない。

(名称)

第2条 中等教育学校の名称は、中等教育学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の中学校、高等学校又は中等教育学校と同一又は紛らわしくないものとする。

(設置者)

第3条 中等教育学校の設置者は、学校法人とする。

(位置)

第4条 中等教育学校の位置は、生徒の教育上適切な環境であることのほか、通学の利便に配慮するものとする。

(開設の時期)

第5条 中等教育学校の開設は、4月1日とする。

(中等教育学校の規模)

第6条 中等教育学校の規模は、原則として1学年2学級以上とする。ただし、他の学校を併設する場合又は地域の実情等によっては、この限りでない。

(1学級の生徒数)

第7条 前期課程において、1学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 後期課程において、同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校長)

第8条 中等教育学校には常勤の校長を置くものとする。ただし、同一法人の他の学校と併任する場合であって、各学校の教育上支障のないときは、この限りでない。

(教職員)

第9条 中等教育学校には、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 前項のほか、中等教育学校には、副校長、主幹教諭又は指導教諭等を置くことができる。

3 教諭（前項に定める主幹教諭又は指導教諭を含む。以下同じ。）の数は、前期課程においては1学級当たり1人以上とし、後期課程においては、後期課程の収容定員を40で除して得た数以上とし、かつ、それぞれ教育上支障がないものとする。

4 教諭のうち、学級数に相当する数以上の教諭は、専任の者でなければならない。

5 教職員の体制は、第17条に定める教育課程の全てを履修できるものとする。

第10条 教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもってこれに代えることができる。

2 前項の校長、副校長若しくは教頭とは、相当免許状を有する者に限る。

3 養護教諭は、特別の事情があるときは、養護助教諭をもって代えることができる。

(施設基準)

第11条 校舎等の施設は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであり、かつ、学校として一体性が確保されているものでなければならない。ただし、学校としての一体性については、当該学校の教育課程の実施に必要な施設が最小限設置されており、さらに、教育条件の向上のため設置される施設の場合はこの限りでないものとする。

(資産)

第12条 中等教育学校の設置者は、中等教育学校を運営するために、次に掲げる資産を有しなければならない。

(1) 施設のうち校地及び校舎は、原則として自己所有でなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合で、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。

ア 国又は地方公共団体から借用する場合

イ 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合にあつては、20年以上の長期にわたり安定して使用できる保証がある場合

(2) 設備は、原則として自己所有でなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

第13条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、各号記載の面積以上とする。ただし、教育上支障のない場合であつて、前期課程及び後期課程のそれぞれにおいて、各学習指導要領等に基づく教育課程の実施上支障がないときは、学級数

に相当する普通教室を除き、共用を認めるものとする。

(1) 校舎の面積は次のとおりとする。

ア 前期課程

(ア) 生徒数1人以上40人以下の場合 600m^2

(イ) 生徒数41人以上480人以下の場合 $600+6\times(\text{生徒数}-40)\text{m}^2$

(ウ) 生徒数481人以上の場合 $3,240+4\times(\text{生徒数}-480)\text{m}^2$

イ 後期課程

(ア) 生徒数が120人以下の場合 $1,200\text{m}^2$

(イ) 生徒数が121人以上480人以下の場合 $1,200+6\times(\text{生徒数}-120)\text{m}^2$

(ウ) 生徒数が481人以上の場合 $3,360+4\times(\text{生徒数}-480)\text{m}^2$

(2) 運動場の面積は次のとおりとする。

ア 前期課程

(ア) 生徒数1人以上240人以下の場合 $3,600\text{m}^2$

(イ) 生徒数241人以上720人以下の場合 $3,600+10\times(\text{生徒数}-240)\text{m}^2$

(ウ) 生徒数721人以上の場合 $8,400\text{m}^2$

イ 後期課程

生徒数にかかわらず、8,400平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

第14条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

(1) 学級数に相当する普通教室

(2) 特別教室等

(3) 図書室、保健室

(4) 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えなければならない。

3 中等教育学校には、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。

(設備基準)

第15条 中等教育学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(施設及び設備の共用)

第16条 中等教育学校及び他の学校との間で施設及び設備を共用することは、原則とし

て認めない。ただし、教育上支障のない場合であって、次の各号に掲げる条件に該当する場合は、学級数に相当する普通教室を除き、必要最小限の範囲で共用を認めるものとする。

- (1) 共用しようとする他の学校が、同一法人が設置するものであること。
 - (2) 中等教育学校及び共用しようとする他の学校が、同一敷地内にあるか隣接していること。
 - (3) 中等教育学校及び共用しようとする他の学校のそれぞれにおいて、各学習指導要領等に基づく教育課程の実施上支障がないこと。
- 2 中等教育学校の施設及び設備は、担保に供されたもの又は借用したものであってはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障ないと認められる場合においては、この限りでない。
- 3 中等教育学校には、公益上必要な場合等特別の場合を除き、教育目的以外のために使用される施設又は設備を設けてはならない。

(教育課程)

第17条 中等教育学校の教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（以下「規則」という。）第72条から第77条まで、第79条で準用する規則第54条から第58条まで及び第83条から第88条の2まで並びに中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成10年11月17日文部省告示第154号）の基準による。

(設置又は収容定員の増加に係る認可)

第18条 中等教育学校の設置認可については、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 設置経費の財源として、既設校（学校教育法第1条に規定する学校、専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）の園児・児童・生徒の納付金から繰り入れる場合には、既設校の維持経営に支障を来たさない範囲内とすること。
- (2) 既設校のための負債について、次に掲げるもののほか、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。
 - ア 法人の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適切かつ確実なものと認められるものに限り、資産総額の3分の1以内において認めるものとする。
 - イ アの負債は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）、銀行、信用金庫又は知事が認める金融機関からの借入金によるものでなければならない。
- (3) 次の各事項について、既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。
 - ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づく登記、届出、報告等が

適切になされていること

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争がないこと

ウ 事業団からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）及び掛金並びに公租・公課の納付が適切になされていること

2 中等教育学校の収容定員変更の認可等については、以下の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 中等教育学校の生徒数が、認可定員を超過していないこと。ただし、教育上支障を来さないと認められる場合はこの限りでない。

(2) 開校年度から完成年度（開校年度に第1学年に入学した生徒が通常卒業すべき学年に達した年度をいう。）までの間又は定員増が適用される年度に入学した生徒が通常卒業すべき学年に達した年度までの間において、中等教育学校の在籍生徒等の総数が40人を下回っていないこと。

（設置認可申請書等の提出期限）

第19条 中等教育学校を設置しようとする者は、中等教育学校開設予定年度の前々年度の9月30日までに、収容定員増をしようとする者は、収容定員変更予定年度の前々年度の3月31日までに、別に定める計画書一式を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出は、前項の計画書の了承に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

（広報活動）

第20条 設置認可申請前の広報活動は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

(1) 申請者の責任において実施すること。

(2) 関係書類やホームページの画面に「設置構想中」又は「設置計画中」と明確に記載すること。

(3) 学校名、教育内容、募集人員、募集開始時期、入学者選抜方法等について掲載する場合は「予定である」ことを明確に記載すること。

(4) 広報活動の内容は、事実即した正確なものであることはもとより、計画書又は申請書類等との整合性が保たれていること。

(5) 設置が確実であると誤解されるような断定的な表現は用いないこと。

（生徒募集）

第21条 設置認可申請前の生徒募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 私立学校審議会の専門部会において了承されていること。

(2) 第19条第2項に規定する申請書を提出していること。

(3) 開設予定年度の開校が確実と認められること。

- (4) 関係書類及びホームページの画面に「開校予定」又は「設置認可申請中」等と明確に記載すること。
- (5) 募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。
- (6) 入学案内又は募集広告等について、入学志願者に誤解を与えるような表現は用いないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成11年9月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 第19条第1項中、平成11年度中に審査を行う設置の場合にあつては、「前々年度の3月31日までに」とあるのは、「平成11年10月31日までに」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18条第1項の規定は、平成30年度に中等教育学校を開設しようとする計画書の提出から適用し、平成29年度以前に中等教育学校を開設しようとする計画書の提出については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和3年2月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行前に提出された申請書及び計画書については、なお従前の例による。